

平成26年 第16回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年10月23日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成26年10月23日

## 東京都教育委員会第16回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第107号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について

##### 第108号議案

杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務の受託の議案提出依頼について

##### 第109号議案

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問事項について

##### 第110号議案及び第111号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成26年度東京都公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」結果について
- (2) 平成26年度「全国学力・学習状況調査」の結果について
- (3) 都民の声（教育・文化）について〔平成26年度上半期（4月～9月）〕
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

委員 長	木 村 孟
委 員	竹 花 豊
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	松 山 英 幸
	教育監	高 野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早 川 剛 生
	地域教育支援部長	前 田 哲
	指導部長	金 子 一 彦
	人事部長	加 藤 裕 之
	福利厚生部長	高 畑 崇 久
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉 川 貴 司
（書 記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第16回定例会を開会いたします。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、読売新聞外6社、合計7社からの申込みがございました。個人の傍聴希望は、合計5名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、許可してください。冒頭、読売新聞によるカメラ撮りがございますので、よろしく願いいたします。

### 日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、これまで議事を妨害する行為に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出してきたところですが、こうした事態が生じたことは、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。

特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点につき御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきください。

### 会議録署名人

【委員長】 まず、会議録の署名人でございます。本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 次に、会議録でございます。前々回平成26年9月11日開催の第14回定例会分でございますが、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第14回定例会の会議録につきましては御承認いただいたという取扱いにさせていただきます。

次に、前回の会議録、平成26年10月9日開催の第15回定例会会議録でございますが、机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第110号議案及び第111号議案並びに報告事項(4)につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

## 議 案

### 第107号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【委員長】 それでは、107号議案から始めます。第107号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について、説明は都立学校教育部長です。よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第107号議案について御説明申し上げます。東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づきます小金井特別支援学校の改築工事に伴いまして、現在の敷地内で教育活動を行うことが困難なため、校舎を一時的に移転する必要があります。

恐縮でございます。別紙の学校概要を御覧いただければと思います。

同校は、小金井市桜町二丁目でございます知的障害教育部門の小学部及び中学部を設置する特別支援学校でございます。校舎の老朽化及び知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、既存の校舎を解体、全面改築いたしまして、必要な教室数の確保を図るものでございます。

仮校舎の設置場所でございますけれども、4に書いてございます国分寺市泉町二丁目2番9号の所有地でございます。

一番下、9の全体計画を御覧ください。国分寺市に設置いたします仮校舎は、平成27年4月1日に使用を開始いたしまして、3年ほど使用いたしまして、その間に本校舎を解体、改築いたしまして、本校舎は平成30年度の供用開始を予定してございます。

1ページ目にお戻りいただければと思います。本議案は、ただいま申し上げました校舎の一時移転のため、設置条例別表に規定しております同校の位置を改正する条例を知事に立案依頼するものでございます。具体的には2条立てになっておりまして、第1条で、平成27年4月1日から東京都教育委員会規則で定める日の前日までの期間、学校の位置を国分寺市泉町二丁目2番9号に改め、第2条で、東京都教育委員会規則で定める日から現所在地であります小金井市桜町二丁目1番14号に再び改めるものでございます。

なお、平成30年4月1日までの間で、再び現所在地に位置を定める日を決めます東京都教育委員会規則につきましては、工事の進捗状況を踏まえまして、しかるべき時期に改めて議案を提出いたします。

都議会に付議する時期は、平成26年第4回都議会定例会を予定してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

**【乙武委員】** 今回のこの条例の立案依頼とは少し話がずれるのですが、例えば、こういう特別支援学校の新たな改築において、設計といいますか、どういう校舎にしていこうというのは主にどなたが考えていらっしゃるのでしょうか。といいますの

も、やはり特別な支援を要する児童・生徒が学びやすい環境というのは通常の学校とは多少違ってくる場面もあると思うのですが、例えば海外や国内の先進的な事例を見ながら、そういったものを盛り込んだりしているのかなということが気になって御質問させていただきました。

【特別支援教育推進担当部長】 その点につきましては、私どもの事務局に担当もおりますし、あと、校長先生や副校長先生をはじめ学校からも御意見を聞きながら、具体的には競争入札による設計会社に委託をしております。こちらの必要条件も伝えた上で、最新の他の学校の様子等を加味しながら、私どもとしてはベストなものを作っていくように設計をしていく予定でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということでよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。では、そのように取扱いをさせていただきます。

#### 第108号議案

杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務の受託の議案提出依頼について

【委員長】 次に、第108号議案、杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務の受託の議案提出依頼について、説明を人事部長、よろしくお願ひいたします。

【人事部長】 よろしくお願ひいたします。杉並区が独自に採用した教員がおりまして、この教員について、主任教諭の選考に係る事務について委託をしたいと杉並区から依頼がありました。今回御審議いただきます。

杉並区の考えでございますが、1の(1)を御覧ください。平成18年の市町村立学校職員給与負担法の改正によりまして、平成19年度から独自教員の採用を開始しております。杉並区教育委員会が任命権者としての教員が103名おります。この教員たちは、東京都教育委員会が任命している県費負担教職員と一緒に学校教育を行っているということでございます。

(2)でございますが、杉並区の地域の創意工夫を生かした教育の充実を進める一

方で、主任教諭等の基幹職員の育成には、都全域で共通に求められる能力水準と一緒にするために広域的視点で能力実証を図る必要があります、今回主任教諭選考の事務の委託を依頼するとしたということでございます。

2「東京都の考え方」でございますが、東京都は、広域自治体として行政を行う立場から、義務教育については一定の水準を確保する責務があります。そこで、教育指導を行う教員については、その能力や水準を一定にそろえ、質の確保を広域的に図っていくことが望ましいと考えております。特に、主任教諭のような基幹職員については能力の水準を一定にそろえるべきであるということと考えております。

(3)でございますが、今回杉並区教育委員会が依頼してきた杉並区独自の教員についても、主任教諭選考事務の委託は都の考えにも合致するものであることから、本事務委託を受託したいと考えております。今後のスケジュール等でございますが、この案件につきましては議会案件になりますために、都議会第4回定例会に事件案として議案を提出いたします。

右の「『事務委託』手続の流れ」を御覧ください。これは、杉並区の議会と都議会で行ってまいります。そして、協議で規約を締結しまして告示をいたしまして、総務大臣に届出を行うということになっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして御意見・御質問等ございますか。

**【竹花委員】** 杉並区以外にこのような主任教諭等の教員を区市町村独自で採用しているところがありますか。

**【人事部長】** 品川区がございます。

**【竹花委員】** 品川区は、まだ主任教諭選考の時期には至っていないのですか。

**【人事部長】** 品川区は特に区独自の施策をやっておりまして、例えば、市民科という教科を設定いたしまして、その市民科の授業の推進をする役割を区の独自の職員に任せております。また、1年生から9年間の英語教育につきましても、一貫して小・中学校の英語教育をリーダー的に教えているということで、杉並区の独自の教員の活用の仕方とは違いますので、品川区では現在独自に行っております。



【竹花委員】 主任とかそういう格付を品川区独自でやっているということですか。

【人事部長】 はい、そうでございます。

【竹花委員】 分かりました。

【遠藤委員】 これは乙武委員も詳しいと思うのですが、実は、私は経済同友会の学校と企業の交流活動推進委員会の委員長を務めておりました、この杉並師範館ができましたときに経済同友会に対して要請があり、先生の養成に係る経済人として授業等を行ってまいりました。したがって、今話がありました103名の教員を全て私は知っております。この教員の選考課程は学力試験と厳しい面接試験があり、かなりの倍率でした。中には、教育実習等の経験のない社会人もたくさんおり、私の地元の小学校に教育実習のお願いをしたこともございました。

師範館は5年で終わりましたので、1年間で25名ぐらいで、今103名になっているということだと思います。閉鎖した後、師範館で養成されて、熱心に学校の教師として頑張っている先生が今後どうなるのだろうと心配していたところです。

したがって、東京都が杉並師範館出身の先生たちについてしっかり見てくれる枠組みができればいいというのが、私ども初期に関わってきた者の一番の希望であったのです。今回の議案を見まして、私はある意味ではほっといたしました。東京都の枠組みの中で、師範館出身の杉並区の小学校の教職員を見るという仕組みが議会決定等の今後の手続を経てできるということは、将来に対して不安感を持っていた杉並師範館出身の杉並区の教員の安心感にもつながります。

一番大切なことは、その先生たちが意欲と熱意を持って子供たちを教えることであり、それを阻害するようなことがあってはなりません。それだけの意欲を持ってきた先生たちなのです。ですから、その先生たちが、自分たちはしっかりと確立された枠組みの中で、しっかり判定をされれば次のステップに進むことができるということが明確になると思いますので、私は多少関わってきた者として、今回これができるということは非常に望ましいと考えております。

乙武委員、何か意見がありましたらお願いします。

【乙武委員】 私もこの独自教員の枠で、3年間という任期付きではありましたが

採用していただいて、大変感謝をしております。まさに今遠藤委員がおっしゃったように、私以外の教員は任期がなく勤めておりますので、今後、独自教員であることになかなか責任ある立場に立てないということがあっては困るなど思っていたところなので、私自身もこうした施策が出てきてすごく安心しています。

【委員長】 ありがとうございます。杉並区では、まだ主任教諭は出ていないのですか。初めてということですか。

【人事部長】 今年、杉並区で独自の主任教諭の選考を行っています。この時は、こちらの方でできるだけ情報提供をして、事務レベルである程度水準合わせをいたしました。杉並区としては、主任教諭は既におります。

【委員長】 東京都の基準にのっとり選考した方と、そうでない方とのバランスはどうやってとっておられるのですか。その辺は連絡をとってやっているということですか。

【人事部長】 実際にやっています。

【竹花委員】 確認ですけれども、委託される事務は、「能力実証を都が行っていくことが望ましい」ということで、「主任教諭選考事務委託」というのだけでも、どこまで東京都の役割があるのですか。主任教諭の能力があるということを見るために、どこまで事務委託を受けているのですか。杉並区の職員ですから主任教諭にするのは杉並区なわけでしょう。

【人事部長】 これは、能力実証を広域的な視点でということなので、東京都と同じ基準で行います。具体的に言いますと要項の作成から合否の判定までを東京都で行います。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても原案のとおり御承認いただいたということで取り扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

議案第109号

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問事項について

【委員長】 次に、第109号議案、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問事項について、説明は指導部長です。よろしく申し上げます。

【指導部長】 第109号議案、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問事項についてでございます。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、国のいじめ防止対策推進法の第14条第3項に規定されている教育委員会の附属機関でございます。本年6月に制定されました東京都のいじめ防止対策推進条例の第11条第2項に基づきまして、東京都教育委員会がいじめ問題対策委員会に対して諮問するという議案でございます。

この条例第11条第2項につきましては、お手元の資料の3枚目、資料2に抜粋をつけておりますが、「対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する」という規定に基づいての諮問でございます。

諮問事項は、記書きの下に書いてございますとおり、「『東京都教育委員会いじめ総合対策（平成26年7月10日策定）』に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について」でございます。

裏面を御覧いただけますでしょうか。諮問の理由をまとめてございます。読み上げさせていただきます。「平成24年に、滋賀県大津市において、いじめを原因として中学生が自殺したことが大きく報道される中で、東京都においても、品川区で、中学生がいじめを苦にして自らの命を絶つという事件が発生した。都教育委員会は、これらの事件を重く受け止め、平成24年から2年間にわたり、『いじめ問題に関する研究』を行うとともに、『いじめに関する専門家会議』を組織し、いじめ問題の総合的かつ実効性のある対策について検討してきた。その後、平成25年6月に『いじめ防止対策推進法』が成立したことを受け、東京都は、平成26年6月に、『東京都いじめ防止対策推進条例』を制定するとともに、同年7月に、『東京都いじめ防止対策推進基本方針』及び『東京都教育委員会いじめ総合対策』を策定した。これらを踏まえ、都内公立学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための取組を組織的に推進しているところである。今後、都内の全公立学校で、条例の基本理念に基づき、より実効性のあるいじめの防止等の対策が推進されるよう、取組に

ついて不断に検証、評価するとともに、その改善を図っていく必要がある。そのため、『いじめ総合対策』には、平成28年度に、その取組を評価し、見直しを行うことを明記した。以上のことから、『東京都教育委員会いじめ総合対策（平成26年7月10日策定）』に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである」という理由でございます。

資料1、表面を御覧ください。このいじめ問題対策委員会の第1回を平成26年10月31日、来週金曜日に開催する予定でございます。資料1に示しました学識経験者、各分野の専門家などの委員にお集まりいただきまして、今御説明いたしました諮問事項を伝達し、更にいじめの総合対策の概要や、この後御報告させていただきます東京都のいじめの実態、対応状況に関する調査などについても御説明し、それぞれの方々から御意見を頂いてスタートしたいと思っております。

予定といたしましては、平成28年度7月中旬までに、現在進めております総合対策に対する最終答申を頂くこととしたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御意見・御質問等ございますか。

**【遠藤委員】** この委員の中の鈴木高弘さんは、夜回り先生ですか。

**【指導部長】** 違います。本で言えばジャージ校長先生ということで、校内の掃除をジャージを着て生徒と一緒に取り組んだことで有名でございます。

**【遠藤委員】** 足立新田高校の立て直しに非常に尽力されたということですよ、分かりました。

前にもいじめ問題のときに少しお話ししたと思っておりますけれども、実際の社会においては、はっきり言いましていじめの連続みたいなことになるわけございまして、学校段階でいじめの防止に注力するというのは本当に大切なことですが、そういう議論の中で、いじめが現実起きた場合にそれに耐え得る力といったものも視野の中に入れておくべきではないかなと思います。

そういった中で、足立新田高校の立て直しなどを行った鈴木先生のような役割を果たしてきた方への期待は非常に大きくなっていると思っております。ですから、この委員会

の中でそういう経験を踏まえて、単にいじめの防止だけではなくて、実際にいじめが起きた中で、それを防ぐといえますか、子供たちが耐える力というものをどう付けていくかということも、鈴木先生にはいろいろと意見を言ってもらえればと期待しておりますので、よろしくをお願いします。

【委員長】 ありがとうございます。他に御意見はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても原案のとおり承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

## 報 告

(1)平成26年度東京都公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」結果について

【委員長】 次は、報告事項です。

報告事項(1)平成26年度東京都公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」結果について、説明は指導部長です。よろしくをお願いします。

【指導部長】 それでは、報告事項(1)平成26年度東京都公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」の結果がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

この調査は東京都教育委員会独自の調査でございまして、平成24年度に大津市で自殺事件が発生したのを受けまして、平成24年度から調査をしているもので、今年で3年目となります。対象は、都内公立学校全校でございまして。今はいじめの総合対策が進んでおりますので、今回は総合対策の取組状況はどうなっているかなど新たな項目も加えまして、今年の4月から6月までの3か月間の中で把握したいじめあるいは取り組んでいる内容を調査いたしました。実は、昨年度は4月から9月末までの6か月間の期間を設定しての調査でございましたので、単純に数値の比較というよりも実態として比較しやすいように換算した数値でこの後御説明させていただきたいと思っております。

1枚目は調査結果の数値的な概要でございますので、内容につきましてはその後の資料で具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚めくっていただきまして1ページでございます。これは平成24年度、平成25年度、平成26年度の3年間のいじめの認知件数と疑いのある件数をまとめたものでございます。平成24年度は7月31日現在、そのとき瞬間的に把握しているものということで、特段いつからいつまでの件数という形ではとりませんでした。大津市での事件を受けての調査でしたので、トータルで1万1,507件といった、学校の意識の高さが伺える結果でございました。

一方、中段の平成25年度の6か月間の調査では、疑いのある件数を含めまして全体で9,425件の報告がありました。平成26年度は期間が6か月から3か月に短くなっており4,899件でありました。これを1校当たり1か月の平均認知件数で割り返しますと、平成25年度の認知件数の一番右側を御覧いただくと、1校当たり1か月で0.73件認知されていたのに対しまして、平成26年度は0.61件と数字の上では減少の傾向がみられるという数値になっております。

この数値の分析につきましては、学校のいろいろな努力で減少傾向にあるのか、あるいは大津市の事件、品川区の事件などから少し時間が経っておりますので教員のアンテナが低くなっているのか、要するに認知し切れていないのか、この辺りを分析する必要がありますと考えまして、この調査とは別に、区市町村教育委員会の協力を得まして、平成25年度と平成26年度における都内10校程度約3,500人の小・中学生が実際に書いたアンケートを取り寄せまして全部見ました。子供たちが平成25年度と平成26年度の間にいじめられたとか、いじめを見たとか、あるいは自分がいじめたとか、こういう記述の傾向に違いがあるのかどうか、また、書かなくなっているのか、あるいはこれまでどおり書いているのかということを見ました。その結果、結論といたしましては、子供の声の上げ方といいますか、アンケートへの記入の傾向に2年間で大きな変化はございませんでした。つまり、自分がいじめられた、あるいは自分がいじめた、他人がいじめられているのを見た、こういったことは平成25年度も平成26年度も子供たちは同じようにアンケートに書いているという状況が、小・中学校の抽出調査ではありますけれども把握できました。

このことを受けまして、子供たちは声を上げている、それを教員がきちんと把握して、これがいじめなのか、いじめでないのかを見極めた結果が今回の4,086件という数値と認識してよいのではないかと考えております。

ただし、いじめというのは子供たちの世界で発生していることであります。今回の調査はあくまでも学校が認知したものでありまして、本当に子供の目線で書いたこのアンケートですとか、そういった子供の視点から、今後はいじめの実態をより分析調査していく必要があると考えております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、2という資料を御覧いただけますでしょうか。これは、いじめを把握した端緒はどうであったのかというものでございます。ここで注目していただきたいポイントは大きく3点ございまして、資料中段の「アンケート調査により発見」が、平成25年度は39.0パーセントでしたが、今年度は42.9パーセントと比率が上がっておりまして、教員がこのアンケートから把握しようという傾向が高まっていることが伺えます。

2点目は、「アンケート調査により発見」と「子供からの訴え」の中段にあります「周囲の児童・生徒からの訴え」で、いじめを見ている子供からの記載はどうか、あるいは訴えはどうかと見てまいりますと、今年度は「アンケート調査により発見」が6.1パーセント、直接先生に声を上げるのが3.4パーセントとさほど高くありません。要するに、見てはいるけれどもアンケートに書かなかつたり、訴えたりしていないという、この件数がやや低いという点が2点目でございます。

それから、一番上の「学級担任が発見」、「学級担任以外の教職員が発見」、「養護教諭が発見」についてですが、教員が観察する中で発見したという割合は、平成25年度も平成26年度も20パーセント弱にとどまっておりまして、アンケートも大事ですけども、引き続き教師が普段の授業や休み時間の観察などできちんとして把握していくことが必要であるということがこのデータから伺える課題であります。

3ページを御覧ください。3ページは、どんないじめが多いかをまとめたものでございまして、ここもポイントが三つございます。一つは、例えば小学校で「軽くぶつかられ」あるいは「冷やかし」が多くなっておりまして、こういったいじめは割と軽度といたしますか、初期段階での認知をしている割合が中学校と合わせて5割から6割

と多くなっておりまして、早目に対応がされているという傾向が伺えます。

一方で、一番上に「ひどくぶつかられ」というのがあります。これは、殴る蹴るなどの暴力も含んでおりまして、これが小学校では平成24年度2.1パーセント、平成25年度6.7パーセント、平成26年度8.5パーセントと増えておりますし、中学校も平成24年度の3.0パーセントから今年度8.1パーセントとなっており、暴力がいじめに働いているという傾向が増えておりまして、子供たちの感情のコントロールなどの指導も必要になってくるということがございます。

そしてもう1点見逃せないのが、下から三つ目にあります「パソコンや携帯」という項目です。いわゆるインターネットを介したいじめが中学校では11.1パーセントですが、高等学校の場合は27.8パーセントと、4件に1件以上がこういったいじめになるということで、これらのいじめは教員や大人からも見えにくい部分でございまして、こちらに対する対応をどうしていくかというのも大きな課題と認識しております。

4ページを御覧ください。これは、いじめを認知した後誰が対応したかということでございます。当然のことながら、認知したいじめについては担任が中心になって対応いたしますが、今年度から、担任が一人で抱え込むことなく、学校の組織として機能するための重要な委員会として、学校いじめ対策委員会という組織を校内に設置しておりますが、まだ立ち上げて3か月の段階での調査では、御覧いただいておりますとおりそれほど高くはなっていないといった傾向が伺えます。

5ページでございますが、これは関係機関あるいは全校に配置されておりますスクールカウンセラーと連携した状況でございまして、スクールカウンセラーが対応した結果、効果が見られたといった件数が6の右下、56.2パーセントとなっております。この中には、スクールカウンセラーが現在対応中のケースは含まれておりませんので、今年度全校で行っておりますスクールカウンセラーの全員面接の成果がどうなのかも含めまして、更に内容を分析していく必要があると考えております。

6ページを御覧ください。9で「学校いじめ対策委員会の設置状況」、10で「学校いじめ防止基本方針の策定状況」が書いてございます。左側の小学校、中学校に比べまして右側の都立高等学校、特別支援学校の設置状況、策定状況が6月30日時点では



遅れていることが伺えます。法律で設置するものとするといういじめ対策委員会でご  
ざいまして、こちらにつきましては今月末日までに全ての学校で設置を完了する予定  
でございます。また、学校いじめ防止基本方針につきましても、今月末までに策定を  
完了する予定でございます。

7ページと8ページは、担任が一人で抱え込まないように学校が組織的に行うため  
にどんな工夫をしているかという平成26年度初めて調査する項目でございます。これ  
によりますと、学校内では組織として取り組む様々な工夫がなされており、学校いじ  
め対策委員会に伝えているという割合は8割近くに上っておりますが、先ほど申し上  
げましたように、実際には、やはりどうしても担任が対応していますので、担任任せ  
にせず、この辺りも組織的な対応を行うことを今後の課題と受けとめているところ  
でございます。

8ページを御覧ください。全ての教員で対応するためにどんな工夫をしているのか  
といった内容でございます。学校では、登下校の校門や玄関での挨拶、あるいはいじ  
め問題対策委員会の報告、管理職の指導助言、教育課程届の指導の重点に記載するな  
ど、様々な対策をとっていることがここから伺えます。

9ページは、学校の自由記述から抽出した内容でございます。実際の子供たちの実  
態について、あるいは現在取り組んでいる子供の実態の把握の仕方、面接、相談など  
の働きかけについて、また、子供たち自身が自主的に解決しようとしている取組など  
についての内容が記述されております。さらに、下段には保護者対象のアンケート、  
地域との連絡会など、様々な方策をとろうとしている学校の取組がここから伺える  
ところでございます。

10ページは、区市町村別、小学校、中学校別と都立高校の平成25年度と平成26年度  
の認知件数、そして今回新たに設定いたしました1校当たり1か月の認知件数などを  
一覧にまとめたものでございます。

1枚目の概要版にお戻りください。一番下に「評価と課題」がまとめてございまし  
て、今後は、先ほど議決いただきました東京都教育委員会いじめ問題対策委員会にお  
きまして、子供たちがさらに声を上げられるようにするためにはどうしていったら  
いか、あるいは子供目線での実態はどのように把握していったらいいのかといったこ

と、更には学校の対策委員会を中心とした取組の在り方、インターネット、携帯などの見えにくいいじめの対応の仕方などにつきまして重点的に御意見をいただいてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 資料1ページや一番最後に、いじめの件数を解消した件数と、指導を継続中の件数と分けて表示していただいておりますが、まず、解消した案件というのは誰が判断しているのですか。また、それはどのような基準で判断をしているのか、質問させてください。

【指導部長】 いじめの解消につきましては、学校側が解消したと判断したものになります。もちろん、加害者、被害者の児童、保護者への聞き取りや、あるいは学級の指導により、これで人間関係がもう回復していると学校が判断した時点での数でございます。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【竹花委員】 非常に丁寧に調査をされていると思います。こういう調査をすることが学校の現場においてもこの問題の重要性を継続して受けとめ続けていただく大きな一つの支えだろうとも思います。

ところで、幾つか質問があるのですが、2ページの「いじめの主な端緒別件数」の表の中で、「子供からの訴え」が平成25年度と平成26年度を比べて大きく比率が下がっているのはどう見ればよろしいですか。

【指導部長】 子供から直接担任に訴える、特に被害の子供からの訴えの割合が減っていますけれども、これにつきましては、どうしてこのようになっているのかを、先ほどのアンケート調査と同様に十分把握していきたいと思っております。やはり、子供が自分がいじめられていることを担任あるいは教員に直接言うのをちゅうちょする傾向は相変わらずであり、先ほどの学校からの聞き取りあるいは記述からも、私はいじめられていますとはっきり伝えてくる子供が少ないということは学校側としても課題であるという報告も受けておりまして、この辺りは更に分析していかなくてははい

けないと思っています。

【竹花委員】 ありがとうございます。しかし、自ら言っていくことはなかなか難しいけれども、アンケートの中で書けば伝えられるという思いを持っている子供もいるのかもしれませんが。そちらの方が増えているということになると、このアンケートの持つ意味がかなり大きいと思います。こういうアンケート調査を行うのは都としては年に何回ですか。

【指導部長】 直接東京都教育委員会が子供たちにアンケート調査をしているのではなくて、東京都教育委員会としては、年1回ですが学校ごとに、あるいは区市町村教育委員会ごとに定期的に様々なアンケートを行っています。

【竹花委員】 定期的にというのは区市町村によって違いがあるかもしれませんが、どれぐらいの頻度で行っていますか。

【指導部長】 これも地区によって違います。区教育委員会が設定して学期に1回のところもありますし、毎月1回のところもございますし、あるいは、これは学校の取組になりますけれども、アンケート調査ではなくて、教員同士で毎週あるいは毎朝打合せしているところもございます。それぞれの地区によって異なっております。

【竹花委員】 東京都教育委員会としては区市町村教育委員会に何らかの指導をしているという状況には今のところないのでしょうか。

【指導部長】 子供からの声を様々な方策で把握するという事は指導しておりますけれども、どうしてもこのアンケート調査となりますと、今も申し上げたように回数に限られてしまいます。ですから、もちろん重要な発見の端緒になることに違いはないのですが、余りアンケートに頼って、日頃の子供たちとのコミュニケーションなどがおろそかになっては本末転倒ですので、日常的にいつでも訴えられるようにするという、子供からの訴えを高めていくということが取組として大事だと思っております。

【竹花委員】 方向性はそうだと思いますけれども、1年に1回ぐらいのアンケート調査ですと、子供にとってなかなか訴えようと思っても訴えられないということがあるかもしれませんので、できれば学期に1回ぐらいはどこの区市町村でもアンケート調査が行われることが望ましいように思います。子供からの訴えが減っている状況

の原因をもう少しはっきりさせて、もしアンケートなら答えるけれども行くのは嫌だ  
というのであれば、そうしたこともお考えをいただければと思います。

もう一つ、次の3ページで部長からもお話がありましたが、パソコンや携帯電話等  
で誹謗中傷や嫌なことをされるといのがかなりあるわけですが、パソコンや  
携帯電話にはスマートフォンは入っているのでしょうか。

【指導部長】 はい、含んでおります。

【竹花委員】 そのように子供たちは受けとめていますか。

【指導部長】 はい。これは調査の段階でパソコンあるいは携帯電話に限って、ス  
マートフォンを除くといったものではなくて、そういった媒体からと子供たちには理  
解してもらっております。

【竹花委員】 だんだん携帯電話ではなくていわゆるスマホという言葉の方が子供  
たちの間では卑近な言葉のように思いますので、これからの調査のときに少しそこは  
考えてほしいと思います。

それはそれとして、このスマートフォンによるいじめというのはかなり前から注目  
をしていて、東京都でも対策の手法、いじめ発見のためのシステムがありましたよ  
ね。

【指導部長】 ネット監視は以前からやっております、不適切な書き込みが感知  
されましたら、それを教育委員会を通して学校に報告するなどの通報は以前から行っ  
ております。

【竹花委員】 そのシステムというのは、こういういじめ問題について何かの効果  
を發揮しているのですか。

【指導部長】 はい。そこで書き込まれた内容につきましては、要するにいじめ、  
仲間外れといったものが感知されますと学校側に報告が行きますので、学校がそれを  
知らなかった場合でも子供たちを呼んで指導するという形で解決に導いているといっ  
たことは事例としてございます。

【竹花委員】 全般的なネット監視の状況について、改めて御報告ください。他に  
もいろいろなことがあるでしょうから。

それから、パソコン、携帯電話、スマートフォンを含めて、これが子供たちに与え

る影響に大きな懸念をもっておられる保護者の方々も、学校関係者も大変多いと思います。神奈川県横浜市では、スマートフォンに関して特別な調査を行っていて、子供たちの4割がスマートフォンを1日3時間以上使っているというのは非常に問題だという認識を持たれているということを知っています。

東京都教育委員会では、かねてから私はこの問題についてしっかりした対応を思っているのですが、かつて携帯電話といったものが主流であった時代から、今はスマートフォンに転化してきて、その中には携帯電話にはなかった新たな機能であるソーシャルネットワーキングサービスなどが入ってきて、また新たな状況が展開していると思うのですが、そうしたことについて、東京都教育委員会では調査をしたことはありましたか。

**【指導部長】** いわゆるネットや携帯に子供たちが依存していないか、1日に何時間以上それを使っているのかという調査は、都教育委員会独自の調査もございます。それから、この後説明いたします全国学力・学習状況調査、国の調査におきまして生活習慣も調査しておりまして、例えば、1日どれぐらい携帯電話やスマートフォン、インターネットを使用していますかといった調査がございまして、例えば中学生の場合4時間以上使用しているという子供たちが12.4パーセントといったデータも新しいところではございます。

**【竹花委員】** そうした調査結果を一度まとめてもらって、東京都のどの段階の子供たちにどういう問題が生じているのか、そして、それがオンラインゲームによるものなのか、それともソーシャルネットワーキングサービスによるものなのか、男女の違いが何かあるのか、あるいは有害な情報によって被害を受けた者があるのかなど、そうした分析をしたものを報告していただけないか。

今度、道徳が教科化される予定ですが、どのようなことを道徳の中身で教えていくのかということもこれからの課題になるわけですが、子供たちが日常的に接する情報がどのようなもので、そこからどのような影響を受けているかを知らずしては、何を教えれば私たちが子供たちに伝えたいメッセージが受けとめられるのか判断できません。今子供たちが最も接しているであろう外部の情報は、多分スマートフォンに基づくものであるでしょうから、先生の言うことよりもそちらから得られる情

報の方が多いのではないか、そういう子供たちの方が多いのではないかと思います。その点をもう少し着目して、まとめて東京都教育委員会としても、もちろん都立高等学校の問題もありますけれども、小・中学校の問題もあるので、併せて少し検討してみたいと思いますので、いじめの問題はもちろんそうですけれども、その点もよろしく願いできればと思います。

取りあえずは以上でよろしく申し上げます。

【教育長】 2ページの表を御覧いただきたいのですが、一番右の合計で平成26年度4,086件というのは認知された件数です。認知された件数というのは、例えば子供たちがいろいろアンケートに書く、それから担任の先生に何らかのことを訴える、その入り口のところの件数ではなくて、それを教員なり学校がきちんと調べて、これがいじめなのかいじめではないのかフィルターにかけて、最終的にこれがいじめだと認知した件数が4,086件という状況でございます。冒頭で指導部長が説明申し上げましたように、10校程度のアンケート調査をした結果、その入り口のところの子供が何らかの声を上げているかということを調査した段階では数は減っていないので、子供たちは声を上げているということになります。そこで、フィルターにかけて学校が調べて、結果としてこれはいじめだと認知した数は、期間の問題もありますけれどもほぼ半減しているわけですが、実数の子供が何らかのことを書いたという件数は、10校程度の抽出ですけれども、実はほとんど減っていないのです。ですから、そのところを少し頭に入れておく必要があると思います。子供の訴えが減っているというのは、これはいじめという結果ですから、その前段の相談したかどうかまで実は踏み込まないと、本当は実態が出てこないだろうと考えており、その辺の分析は今後必要になってくると思っています。

【竹花委員】 非常によく説明が分かりましたが、10校程度の選択でいいのかどうか、そこは今後調査の在り方を検討する必要があるかもしれませんね。その点に着目して対応をお願いしたいと思います。

【乙武委員】 今の比留間教育長のお話とも関連してくるのですが、私も実際教員をやっているのは、すごくこの数値は少ないです。確かにおっしゃるとおり、どこからいじめと判別して、どこからはいじめではないとフィルターをかけるのかは

すごく難しいところで、実際に毎週職員会議をやっていると、必ずどこかのクラスでは物がなくなっていたり、不幸の手紙が回っていたりというような案件は発生しています。それをいじめとカウントするのかわからないのかという線引きになってくると思います。

実際に私が職員室にいて感じたのは、どうしても、いじめというのは当然あってはならないものであるがゆえに、特に若手の教員は、今うちの学級ではこういう問題が起こっていますということを発表しづらい雰囲気があるのです。私が教員を務めていたのは大津の事件以前でしたので、この4、5年の間にそうした風土も少しは変わっているのかもしれませんが、ベテラン教員がいじめというのは絶対に起こしてはならないもので、そういうことを起こす教員は指導不足なのだという空気をかなり出してくるので、若手はすごく報告しづらいものなのです。その先生も報告しづらいから、子供から声を幾ら寄せられても、いや、それはいじめではないのではないかなと思ってしまい、子供にもなかったことにしようとしてしまう傾向も、人間なので当然出てきてしまうと思うのです。ですから、まずはすごくさじかげんが難しいのですけれども、いじめは確かにあってはならないことですが、それでもやはり起こってしまうものなのだという前提に立たないと、こうした声をきちんと拾い上げるという風土にはなっていきにくいのかなということを実際に現場にいた人間として感じております。

まずは、教職員の意識の変革がないと、なかなか子供たちからの訴えというパーセンテージも上がっていかないのかなということを感じております。

**【山口委員】** その線引きのところで、学校からの声ということで9ページにも書いてあるのですけれども、やはり周囲の子供がいじめなのか、仲のよい者がふざけ合っているのか区別がつきにくいという表現がありまして、余り神経質になることが子供同士のコミュニケーションを阻害するものになってはそれこそ本末転倒になってしまうので、教員がきちんと見ていて、把握しているということが本当は一番大事なことだと思うのです。

逆に、例えば強い力で突き飛ばすというのはよくないと思いますけれども、体を使ったコミュニケーションもこの時期はすごく重要にもなってくるのです。それによっ

て相手が痛いと言ったらやめようなど、そのようなことがないと人間的な成長も望めないのでは、本当に難しいさじかげんのところだと思うのですけれども、是非、先ほど前の議題に出た対策委員会でもそういったところをどのように指導していくのかということを検討していただければと思います。

そういったコミュニケーションがしっかりできていないと、中学校、高等学校と年齢が上がっていくにつれて、口で言えば済むことを口で言わずに、スマートフォンなどでコミュニケーションをとろうとするから余計厳しい言葉になることもあると思うので、すごく大きな課題だと思うのですけれども、是非委員会の方でも御意見を頂戴できればと思います。

【委員長】 よろしくお願ひします。

【竹花委員】 いじめの舞台は主に学級の中での話のように見受けられるのですけれども、中学校では、例えば部活の中でも可能性はあるので、そのような区分けのできるような調査の中身にはなっていなかったですか。

【指導部長】 いじめのあった場所とか時間帯ということですか。学級あるいは学級以外でいじめが起きているかという分析ですか。

【竹花委員】 はい。

【指導部長】 その部分については、調査項目として今回は設定してございません。

【竹花委員】 そうですか。部活でしばしばあるのかどうかは分かりませんが、対策をとる上での手掛かりが得られるかもしれないので、今後またお考えいただきたいと思います。

各区市町村別にいじめの件数を最後のページに載せていただきました。非常にいいことだと思います。これを見てもみると、区市町村によってかなり1校当たりの認知件数にも差があるように思います。これが非常に大事なことは、指導部の方がよくお分かりだと思いますけれども、1校当たりの認知件数が多い区や市はけしからぬといった話ではないと思いますので、くれぐれもそういう点に配慮しながら御指導いただきたいと思います。そうしますと、乙武委員がおっしゃいましたようにだんだん報告しなくなりますので、それは問題だと思います。



しかし、指導を継続している件数が非常に多い区市町村もありますので、この辺については東京都教育委員会においても少し協力をして、あるいは支援をして対処することをお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【指導部長】 先ほど比留間教育長からもありましたとおり、実際のいじめの件数は、平成25年度と平成26年度で減っていないであろうと考えております。ですから、ここでいじめの認知件数が増えている地区もございます。また、数がたくさん報告されているところもございまして、そういったところがきちんと把握しようとしていると考えております。また、それぞれの地区の基準でこれを上げてきておりますので、それぞれの地区や学校がどういう背景でこういう形になっているのかなどにつきまして、引き続き区市町村と確認を取りながら進めていきたいと思っております。

【竹花委員】 指導を継続している児童・生徒の多い区市町村については、少し支援をすることは考えられますか。

【指導部長】 もちろん、学校と区市町村の教育委員会においても、様々なところで、この調査にもございますとおり子供や保護者からの聞き取りを進めているところですので、私どもとしても、例えば必要があれば臨床心理士の派遣ですとか、私どもからの学校訪問なども行っております。

【委員長】 一つ質問があります。2ページは平成25年度、平成26年度の2年間のデータで、その前は3年になっています。平成24年度が2ページに載ってこなかったのは、7月31日現在の一つの地点のデータであったからということですか。

【指導部長】 そのとおりでございます。期間を限定していなかったもので、かなり以前から認知していたものも現在指導中であれば含まれておりますので、期間を区切っていなかったということで、平成24年度は外してございます。

【委員長】 先ほど委員も御指摘になりましたが、私もこの数字は、非常に複雑な数字だと思っているのですけれども、この種のデータはまた来年も出てきますか。

【指導部長】 今回調査した項目については来年度も調査項目としたいと思っておりますし、さらに、先ほど申し上げたような子供の視点からの把握などについての分析もできるような項目も新たに加えていきたいと思っております。

【委員長】 分かりました。2ページに平成25年度、平成26年度しか出ていません

が、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度と出ていくと、かなりはっきりした傾向が分かると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうございませうか。―― 〈異議なし〉 ―― それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

## (2) 平成26年度「全国学力・学習状況調査」の結果について

【委員長】 報告事項(2)平成26年度「全国学力・学習状況調査」の結果について、説明は同じく指導部長です。

【指導部長】 それでは、全国学力・学習状況調査の東京都の結果について、分析がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

この調査は、本年4月22日に実施されたもので、全国の状況については既に報道されているところでございます。調査内容は、小学校6年生、中学校3年生を対象として、国語と算数・数学の2教科、基礎的な知識を問う問題と、それを応用する活用に関する問題となっております。さらに、生活習慣や学習環境に関する調査などもございます。調査を受けました対象児童・生徒は右上に示してございます。

まず中段にございます「結果の概要」の(1)ですが、小学校の算数のA問題、B問題の結果の分布を示してございます。御覧いただきますと分かりますとおり、東京都の子供たちは全国平均よりも右寄り、高い平均正答率とはなっておりますが、黄色く囲んだ下位層、これは全国平均よりも5ポイント低い児童・生徒の層でございますが、こちらの層につきましては、これも全国よりは少ないものの、上位県である秋田県と比べますとかなり多くなってございます。

さらに、下のB問題、活用の問題になりますと分布の状況がかなり幅広くなっておりまして、下位層の状況も御覧の状況になっております。

これについて少し詳しく説明したいと思ひますので、2枚目の「各教科の結果について」を御覧ください。これは小・中学校、各教科ごとの知識、活用の分布を一覧にしたものです。基礎的な知識を問う問題につきましては、一番右側が全問正解です。右側に寄っておりまして、基礎的な問題については十分定着している子供たちの割合

が高くなっております。一方で、例えば「国語A（知識）」で見ていただきますと、下に「◆12.6%」と書いてあります。これは、いわゆる偏差値で言いますと全国で40未満の子供たちの層が12.6パーセントということを表しており、理解が定着していない子供たちがこれだけいるというものを「◆」で示してあります。正規分布で真ん中が一番高く、こういう山形の分布になった場合には、この偏差値40未満というのは大体16パーセントになります。したがって、この16パーセントよりも多い、例えば右側の「国語B（活用）」は19.8パーセントとなっておりまして、偏差値40未満の層が多くなっているといったところが課題になっております。

また、参考までに「◇」で、右端の方に偏差値65以上、これは正規分布で言いますと大体7パーセント、イメージといたしまして、以前の5段階の相対評価で言いますと5が7パーセントでしたので、大体そういった層ということになります。分布によって、このような層がいる教科といない教科があるということがここから伺うことができます。全国よりも平均正答率が高いけれども、下位層につきましてはまだまだ分布している状況があるという内容でございます。

続きまして、1枚目にお戻りいただきまして（2）でございます。平成21年度と平成26年度の結果を比較した中学校の数学を見ていただきますと明らかなように、平成21年度の下位層は非常に多くなっておりましたが、棒グラフが平成26年度の今回のものでございまして、下位層が減り上位層が増えているという状況がここから伺えます。それから、下に書いてある平均正答率や下位層の割合も平成21年度よりも平成26年度のほうが改善されているということが中学校の場合にはっきりしてございます。

そこで、今回このことにつきまして3ページで御覧いただきたいと思っております。左側の小学校は全国平均は上回るけれども、上位県よりも下位層の割合などが多くなっているというのは先ほど説明したところですが、右側の中学校を見ていただきますと、例えば「国語A」の場合、平成21年度時点では全国平均並みであった正答率が、平成26年度には「国語A」、「国語B」、さらに下の「数学A」、「数学B」についても全国平均を上回るプラスのポイントが高くなっていることが伺えます。

例えば、右側の中学校の「数学A（知識）」を見ていただきたいのですが、平成21年度の際には全国、東京都とも約43パーセントといった下位層の割合がございまし

た。今回、平成26年度の場合は、全国に比べまして2.9ポイント下位層が全国よりも少なくなっております。これにつきましては、換算しますと下位層の6割の子供たちが問題を1問正答しますとこのように下位層が減ることになります。ですから、平成26年度の下位層の子供の6割が、平成21年度の下位層の子供より1問多く正答していたことから、このような形になっているというイメージで捉えていただければと思います。

1枚目に戻っていただきまして、子供にとって課題である「活用」の問題、知識を活用する方の問題と、授業の受けとめ方について東京都の子供の状況を相関関係で示したものが右側の(3)でございます。「授業のはじめに、目標(めあて・ねらい)が示されている」と回答した子供ほど活用問題の正答率が高くなっている相関関係が見えますが、もっとはっきりしているのが、その下の「授業で、自分の考えを発表する機会が与えられている」と回答した子供ほど、活用の問題の正答率がかなり高くなっているということで、授業スタイルが活用力の定着を決めるという傾向がここから伺うことができます。

以上のような結果から、課題といたしましては、ここに書いてございますけれども、知識、技能については確かに定着しつつあるけれども、まだまだ下位層の子供たちを中心に、分かるまで立ち戻る指導を繰り返す必要があります。また、活用問題については、授業のスタイルを変えなくてはいけないということでございます。

この辺りにつきましては、資料の4ページ、別紙3を御覧いただけますでしょうか。小・中学校、そして活用の問題と、特徴的なところだけ御説明させていただきます。

まず、小学校の同一児童、つまり、去年5年生であった子供が、今年は6年生になります。この去年の5年生と今年の6年生を比べてみましたという内容でございます。例えば、左側の去年の小学校5年生で、「日差しが日に日に強くなり、暑さがきびしくなってきたけれど、いかがおすごしですか」、この「きたけれど」は「きましたが」あるいは「まいりましたが」といった丁寧な言葉を使うこととなりますが、これについての去年の正答率は65.4パーセントです。これと類似した今年の全国学力・学習状況調査で、「このようなことになったのは、母の注意に耳をかたむけていたら

よかったと反省しました」、この「なったのは」というのが「このようなことになるのだったら」、「なるのであれば」、こういった表記にしなければいけないわけですが、この正答率が去年の5年生と比べて20ポイント近くアップしています。

下の算数の問題につきましても、正答率が上がっていますが、1年間の普通の授業を通してこれだけ定着してきていると理解してよいのではないかと考えております。先ほど申し上げた立ち戻る指導や繰り返し学習、これの徹底により、一層の定着を図ることができるということでございます。

次に、5ページの中学校でございます。中学校は、平成21年度と平成26年度を比較してみました。同じような問題、例えば左側の方程式の平成21年度の問題の正答率は全国平均の正答率とほぼ同じでしたが、右側の今年の全国学力・学習状況調査では、国のポイントを3.2ポイント上回っています。連立方程式にも同様なことが言えます。

こういった中学校の上昇傾向の原因をいろいろ分析し、左下にまとめてございます。かつて中学校の学校経営計画を見ますと、例えば授業時数を確保するとか、生活指導を徹底するといったことを学校の経営目標に掲げる学校が多かったのに比べ、新学習指導要領全面実施後は、学習指導の重視、教育課程の充実を掲げている学校が8割を超えています。そして、外部人材を多く導入している、土曜授業を実施する学校が増えている、問題行動である暴力行為などが減ってきて落ち着いた学習環境になっていることなどが、中学校の学力向上に影響していると考えております。また、右側で学力向上パートナーシップ事業として指定しております、学力の定着に課題のある子供たちを伸ばしていくという8区市でございますけれども、かつて全国平均を大きく下回っていた地区の中で、今回ほぼ全国平均並みに急上昇した地区がございます。そこからの聞き取りによれば、他地区に先駆けて繰り返し学習をする東京ベーシック・ドリルなどを取り入れたり、授業規律を徹底したりすることを地区を挙げて取り組んだことが成果になってございます。

最後に6ページを御覧ください。東京都の子供たちの課題である活用に関する問題でございます。左側の「小学校」の問題を見ていただきますと、これは、学校の水の使用量を、1目盛りを50立方メートルにした場合に、右上の使用量を棒グラフにしな

さいという問題です。当然のことながら、6、7月の1,500立方メートルがこのグラフでは入り切らないわけですけれども、その入り切らない理由を言葉と数を使って説明するという問題が全国平均並みということでございました。これは、答えはこうだというのをいかに説明するかということが、東京都の子供たちには更に求められてくるということで、右側の「中学校」の「数学」と同様に、考えをまとめて筋道立てて行うという時間を確保するという授業スタイルにしていかないと、この活用のB問題の定着は図られないということがここから伺えるところでございます。

1枚目に戻っていただき、左下にある課題を受けまして、今後は右下に書いてある取組を進めてまいりたいと思っております。

【委員長】      ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か御質問・御意見ございますか。

全般的に見ると、いつも申し上げていますが、小学校は余り変わっていませんね。中学校は平成25年度から劇的と言っていいと思うのですが、成績がよくなっています。指導部にその理由を聞いているのですが、なかなか分析が難しいようです。

加配総数が2,200名を超えていますね。加配については、いろいろな使い方がされているようですが、先生方の数が増えたことの効果は、小学校ではそれほどではないのですが、中学校については出ているということでしょうか。その辺の分析はどうですか。

【指導部長】      特に数学などにおきましては、習熟度別指導で取り組んでいる中学校が多く、これまではただ学級を単純に分けるといった形で授業が行われているという問題も見られましたけれども、現在は編成や教材も含めて習熟度別指導が改善されてきている、つまり、教員の加配によって少ない人数の子供たちに、よりきめ細かい指導ができているということも学校からは報告を受けております。

【乙武委員】      この調査自体には私立の子供たちは入っていないかと思うのですが、私立の子供たちのこうした学力の推移みたいなもののデータはありますか。

【指導部長】      それは把握してございません。

【乙武委員】      というのも、今木村委員長がおっしゃったこととも関連するのかなと思って、一つの考え方で当然外れているかもしれませんが、これまでであれば小学

校時点で優秀で私立に進学していたような子供が、御家庭の経済状況によって私立への進学が難しくなり公立に進むようになったために中学校が上がってきたという可能性もあるのかなと思ったので、そうしたデータがあるとそれが少し見えてくるのかなと思って御質問させていただきました。

【指導部長】 恐れ入りますが、私立のデータはございません。

【乙武委員】 分かりました。

あともう一つですが、1枚目の参加状況といいますか、「調査学校数及び児童・生徒数」で、特別支援学校の子供が驚くほど少ないです。1校平均で言うと、小学校で4名、中学校で5名ということで、知的障害の児童・生徒は難しいのかなと思うのですが、それ以外の障害に関して、どういう児童・生徒は受けて、どういう児童・生徒は受けないという線引きがあるのかをお伺いできますでしょうか。

【指導部長】 今回、小学校では36名の特別支援学校の児童が受験してございますが、内訳として最も多いのは聴覚障害のろう学校に通う子供たちでございます。それから、一部視覚障害あるいは肢体不自由の児童も含まれております。それから、中学校につきましても73名が受験しておりますけれども、そのうちの聴覚障害が半数以上、続いて肢体不自由となっております、少数でございますが視覚障害の生徒も受験をしております。

大体例年並みの傾向でございますが、中学校につきましては、平成21年度に比べまして14名ほど受験者が増えている状況です。

【乙武委員】 視覚障害の生徒さんでも、受ける方と受けない方がいるのはどういう差配なのでしょう。

【義務教育特別支援教育指導課長】 本人の学力の状況と本人の意思を聞いて、学校で対処を決めてございます。

【乙武委員】 通常学級の子供は、自分の意思で受ける、受けないと選べないと思うのですが、特別支援学校の場合はそれが可能だというのはなぜなのでしょう。

【義務教育特別支援教育指導課長】 実施要領でそのように定められてございます。

【教育長】 視覚障害の特別支援学校も、例えば視覚も聴覚もそうですけれども、そのハンディキャップがそれだけですと、普通の小学校、中学校でやっている教育の内容と全く同じ内容で授業ができると思いますけれども、今はかなり小学部、中学部で視覚も聴覚もダブルハンデ、トリプルハンデのある児童・生徒がおります。そうしますと、特別支援学校には、子供たちに合った教育の内容を実施していかなければならない事情があります。ですから、単純に聴覚だけのハンディキャップですと十分参加は可能だと思いますけれども、今の実態はなかなかそうならないというのを御理解いただければと思います。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【竹花委員】 一つは、このような分析は問題点がよく理解できる分析ですので非常にいいと思います。これは都全体の分析ですけれども、区市町村別に同じような分析をしたものがありますか。

【義務教育特別支援教育指導課長】 区市町村別の分析は区市町村が行うことになっておりまして、その結果を私どもは頂くことになっております。

【竹花委員】 こういう分析の視点というのは、東京都教育委員会にとっても初めてのことだと思いますので、区市町村の教育委員会は同じような視点で分析をしてくれるのですか。

【指導部長】 この分析の仕方は東京都独自の視点ですので、これらについては区市町村教育委員会の関係者に集まってもらう説明会などでも、東京都はこのように分析しているという情報提供はしております。

【竹花委員】 区市町村がこのような分析の手法を行うように指導できませんか。

【指導部長】 これは全国学力・学習状況調査も、今後御報告いたします東京都独自の学力調査についても、いわゆる平均正答率よりも上とか下とかではなくて、分布の状況に着目し、どこに課題があるのかということをも明らかにするとともに、東京都独自の学力調査については区市ごとの分布状況を提示しておりますので、それらを参考に区市町村で分析をするという形にはしてございます。

【竹花委員】 区市町村の教育委員会の方々に理解してもらわないことには、今後の方向性を担保することができないだろうと思うのです。私どもがこう言っているだ



けでは仕方がないわけです。それぞれ独自の事情がおありになるような区市町村もあるかもしれませんが、区市町村教育委員会の方たちと同じような認識で取り組まないと、せっかくの分析を実施に移すことが難しくなるということをよく踏まえて、区市町村の方々と分析の在り方についての意思の疎通あるいはこうした、もたらされた結果についての共有を図るよう努めていただきたいということをよくお願いしたいと思います。

【委員長】 私もその辺は非常に大切だと思います。是非その辺りは、よろしくお願い致します。

【竹花委員】 もう1点は、今後の方向性は、私は示されているところが正しい得られた結論だろうと思うのですけれども、この方向性をどう担保するのかについては、また別途の具体的な施策が様々あるのだらうと思います。ガイドラインを徹底するけれども、習熟度別授業が行われなければガイドラインは幾ら作っても仕方がないので、そういう具体策についても、また区市町村教育委員会の方々とよく議論をしていただきたいと思います。せっかくこれだけの分析があつて、なるほどと思うものもあります。最初にお聞きした秋田県では、成績下位層は19.3パーセントに過ぎないのに、東京都は今もって31.5パーセントいるというのも、一つ私の驚きです。

しかし、それをどのようにすればいいのかということについて踏み込んだ議論をしませんと、せっかくの分析が無駄に終わってしまうおそれもありますので、是非ともよろしくお願いしたいと思います。子供の目標となる具体的な問題の提示ということもありますけれども、学力のレベルが大きく違うのに、学力レベルの高い子供に示す具体的な目標というのと、そうでない子供たちに対する目標とは違うだらうとも思うのです。ですから、その辺りについてもよく御検討いただければと思います。よろしくお願い致します。

【委員長】 よろしく致します。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきます。いずれにしても、やることがたくさんあるという気がいたします。

(3) 都民の声（教育・文化）について〔平成26年度上半期（4月～9月）〕

【委員長】 報告事項（3）都民の声（教育・文化）について〔平成26年度上半期（4月～9月）〕の説明を、総務部長、よろしくお願いします。

【総務部長】 「都民の声」につきましては、年に2回、上半期、下半期分の内容を御報告させていただいておりますが、本日は平成26年度上半期分の概要について御報告させていただきます。

資料の1ページでございます。全体の件数は1,706件でございます。内訳が「(2) 性質別」に、「苦情」、「要望」、「提言」、「意見」と分かれておりますけれども、一番多かったのが「苦情」です。一番下に説明が書いてございますが、「教職員の服務・接遇等に関するもの（体罰等を除く。）」、それから、「体罰・不適切な指導等に関するもの」が多くなっています。

それから、「要望」が262件となっております。前年度下半期には、東京駅伝が雪により中止になったことについて、開催してほしいという御意見がかなり多かったわけでございますけれども、こういう集中した御要望がなかったということでございます。具体的な内容は、また後ほど御説明させていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。2ページは、「分野別件数内訳」でございまして、「教職員」に関するものが一番多くなっております。次に「生徒指導」に関するもの、この二つの分野でおよそ6割を占めている状況にございます。こちらにつきましても、典型的な事例は後ほど御説明させていただきます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。テーマ別の典型的な事例といえますか、具体的な内容でございますけれども、まず、「教職員の服務・接遇に関するもの（体罰等を除く。）」につきましては207件で、ここにはございますように、例えば、電車の中で職員会議の資料の入ったかばんを開けっぱなしのまま携帯をいじっていたりとか、それからツイッターの書き込みに関するもの等がございました。

2番目の「行事・部活動・生徒指導等に関するもの」につきましては、部活動の音がうるさい、それから、これは部活で出掛けた先での話になるのでしょうか、スポーツバッグが通行していた人に当たってしまって、それに対して気遣いがなかったとい

うような御意見がございました。

それから、「体罰・不適切な指導等に関するもの」は具体的な体罰のお話で寄せられているものでございます。

4番目の「児童・生徒の非行・公共マナーに関するもの」も毎回ございますけれども、ツイッターでの不適切な書き込みですとか、通学時に歩道一杯に広がって歩いているというようなものでございます。

4ページを御覧いただきます。「分野別の事例」でございます。「教職員」にしましては国旗・国歌に対する様々なお立場からの御意見を頂いております。一つ飛ばしまして「学校運営」につきましては、今回は都立高校入試の採点ミスに関する御意見を頂くことが多うございました。

5ページの「請願」でございますけれども、教育委員会に一定の様式で請願されるものでございますけれども、上半期は14件ございまして、そのうち12件が生徒指導に関するものでございます。このうち10件は高校日本史の教科書採択に関する同一の請願ということでございます。

6ページに具体的な事例を記載してございます。

7ページを御覧いただきたいと思えます。「陳情等（団体要請）」でございます。こちらは主に団体の方々からの教育委員会に出される御要望でございます。平成26年度の上半期は、全体では69件でございます。「教職員」に関するものが26件、そのうち国旗掲揚、国歌斉唱と処分についてという件が24件で大部分を占めてございます。2番目は3行目に書いてございます「学校運営」に関することございまして、学校教育の充実について、それから入学者選抜についてというものが多うございます。

8ページでございますが、主な事例を記載してございます。「教職員」につきましては、先ほど申し上げたとおり【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について】という分野が24件ということで、大部分を占めてございます。

それから、「生徒指導」にしましては、【都立高校日本史教科書採択について】、「学校運営」につきましては、こちらにございますような学びの機会均等、格差是正、それから30人学級、教育費の無償化などの御意見を頂いております。

9ページでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回につきましては【都立高校入学者選抜について】の御要望も頂いているということでございます。

10ページを御覧いただきたいと思えます。「公益通報制度」でございます。公益通報者保護法に基づきます「教育庁等窓口」と、それから「弁護士窓口」という対象を広げた窓口の二つを設けて運用しておりますが、上半期につきましては「弁護士窓口」に16件の通報がございました。「教育庁窓口」には1件もございません。通報内容につきましては、体罰や不適切な指導に関する事、それから、セクハラですとか会計処理に関する事、その他ということになってございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見はございますか。

【竹花委員】 弁護士を窓口とした公益通報制度ですけれども、今幾つか内容について御説明がありましたけれども、その措置状況は、恐らく個人的なものもかなり含まれると思えますので、詳細をお話しいただくのは無理かもしれませんが、何らかの形でその措置の状況についても詳しく教えていただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

【総務部長】 承知いたしました。

【遠藤委員】 様々な都民の方からの御意見がありますね。例えば3ページの一番上の電車の中で職員会議の資料を入れたかばんを開けっ放しにしているような場合、もしこれが本当に紛失ということになるといろいろな大きな問題になると思うのです。こういう場合に、例えばこのような御意見を寄せてくれる方は、名を名乗っていただくとどういふことですかと聞けますが、ほとんどは名を名乗らないケースが多いですか。

【総務部長】 両方ございます。匿名で来る場合もございますし、実名でお寄せいただく場合もございます。

【遠藤委員】 もし実名で寄せて、例えば職員会議資料が紛失しかねないような状況ということが具体的に判明した場合、教育委員会としては当該者に対して何か指導はするのでしょうか。

【総務部長】 本件に関しましては、実際にどの学校のどの職員かが判明いたしました。実際にかばんに入れていた資料については個人情報は何も入っていませんでした。ですから、そういうことを指摘されたということについては、職員を注意いたしまして、その件につきまして御意見を寄せていただいた方にもお返ししております。基本的には、御意見を寄せていただいた方が分かる場合については、全てこういう措置をしましたということで御説明をしております。また、先ほどは御説明申し上げませんでしたでしたが、このように今回頂いた意見につきましては、私ども庁内関係部課長で構成します会議で周知をいたしますとともに、全体に周知するだけではなかなか効果が上がりませんので、当該校にはもちろん注意をいたしますが、似たような状況があるところは、例えば学校経営支援センター等を通じまして具体的にこういうことが他校であったから気を付けるようにということも行っており、こうした意見を生かしていくようなすべをとっております。

【遠藤委員】 分かりました。

【乙武委員】 3 ページ目の「行事・部活動・生活指導等に関するもの」の1 件目で、「吹奏楽部の練習がうるさくて困っている」というものがありますが、これは、最近で言うと保育園の子供の声がうるさいといって、おのを持って脅しに行ったという事件もありましたし、また、東京都では、先日舩添都知事が子供の声は騒音というものから外すという条例を作ろうかという動きについて発言されたりしていましたが、東京都教育委員会としては、こういった声に対しては、「申し訳ありません、何とかします」という態度なのか、それとも理解を求めていくというスタンスなのか。

【総務部長】 この事例につきましては、実は改築中の学校でございまして、本来であればきちんとしたところで練習できるのですけれども、このときはたまたま部活室が改修中でございまして、少し騒音が大きかったという事例でございまして。しかし、そのようなことに関して周辺の方に十分御説明ができていなかったということがあったようですので、学校側が周囲の方に対して、こういう事情でこういう状況になっておりますということをごきちんと御説明するという措置をとらせていただいております。

基本的には、今委員おっしゃったような学校の音というのは苦情の中でもかなり多いものでございます。吹奏楽だけではなく、野球部の声など、そういうものが非常に多くあります。それについては、やはりそれぞれの学校できちんと周辺に対して御説明し、御理解を得るようにしてくださいとお願いをしています。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 よろしいですか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

11月13日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程です。教育政策課長、よろしくお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は11月13日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、引き続きまして非公開の審議に移ります。

(午前11時45分)